

安倍晋三元首相の「国葬」実施と弔意の強制に反対します

安倍晋三元首相の狙撃死を国家として弔う「国葬」の実施は、憲法に違反し、それ自体が「民主主義への攻撃」と言うべきものであり、到底許されることではありません。

その理由はまず、日本国憲法のもとで「国葬」の法的根拠が存在しないということです。1926年に制定された戦前の「国葬令」は1947年の日本国憲法制定とともに失効しています。吉田茂元首相の「国葬」が1967年に超法規的に強行されて以来、「国葬」は行われておらず、法的整備もされてきませんでした。このことは、国葬を行わないことについての国民的合意が存在していることを示すものです。

政府は国の儀式を内閣府の所掌事務とする内閣設置法を根拠として、閣議決定で国葬を行うとしていますが、失効しているものを実行することは論理破綻に他なりません。また、閣議決定のみを根拠に国庫からその経費を支出することは、国の財政処理を国会の議決に基づいて行使されるべきものと定めた憲法83条に反しています。

さらに、「国葬」の実施は憲法19条に定められた「国民の思想・良心の自由」を侵害するものです。「国葬」は国民の間で大きく評価が分かれる安倍氏の「業績」を国家として称えることになり、国家の中立性、公平性、公正性を損なうものです。このような一方的な評価が、安倍氏への批判を封ずるものとなることも懸念されます。

特に、教育研究と実践に携わる私たちにとっては、学校において何らかの形で弔意の表明が求められることについて、見過ごすことはできません。すでに、安倍氏の葬儀時に半旗の掲揚を学校に要請した教育委員会もあります。しかし、そもそも法的根拠のない「国葬」に関して、学校に対して何らかの対応を行うよう政府が要請すること自体が違法と言うべき行為であり、地方公共団体（教育委員会）や学校がそのような要請に従う必要はありません。もしも教育委員会等が主体的判断によってその要請される行為を行う場合は、要請に応じたというだけでは説明にならず、そのように判断した理由を明らかにするとともに、それが引き起こす人権侵害について自ら法的責任を負う必要があります。

安倍政権の下で、2020年2月の唐突な休校要請にほとんどの教育委員会が即座に応じたことは、日本の教育行政の問題を浮き彫りにするものでした。学校は子どもの自律的良心形成の場であり、国民の意識を方向づけるための機関ではありません。各地の教育に主体的責任を持つ教育委員会と学校においては「国葬」に関連する要請に対して、教育の自主性を守ることを第一義に考えて対応することを求めます。